

●給水装置の管理区分について

配水管から分かれて設置された給水管や蛇口などを「給水装置」といいます。水道企業団で管理するのは第1止水栓までになります。それよりも宅内側はお客様の管理になります。

●受水槽はいつも清潔に

受水槽を設置して給水を受ける場合は、受水槽の入り口までが「給水装置」になります。受水槽は所有者や管理者が管理を行うことになっています。定期的な点検や年1回以上の掃除を行って雨水や汚水、その他のものが入らないようにして下さい。

